











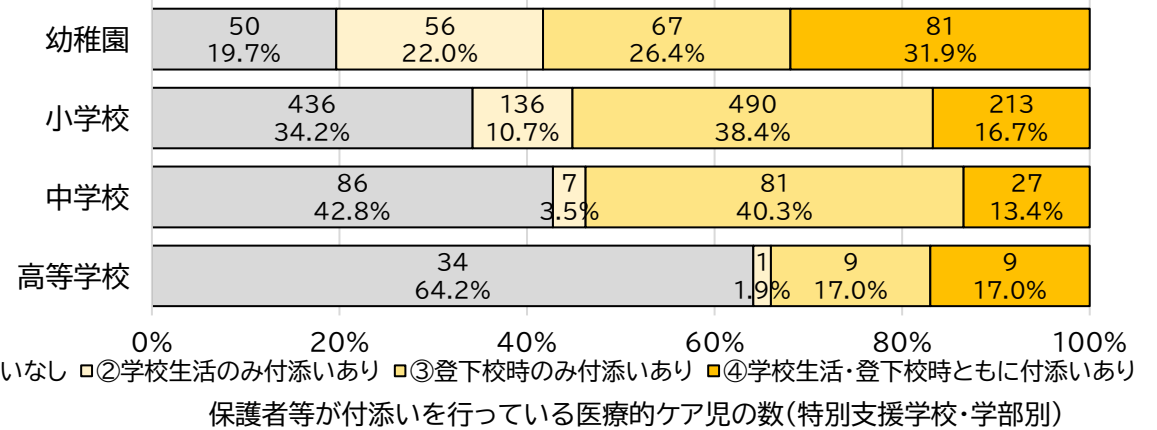
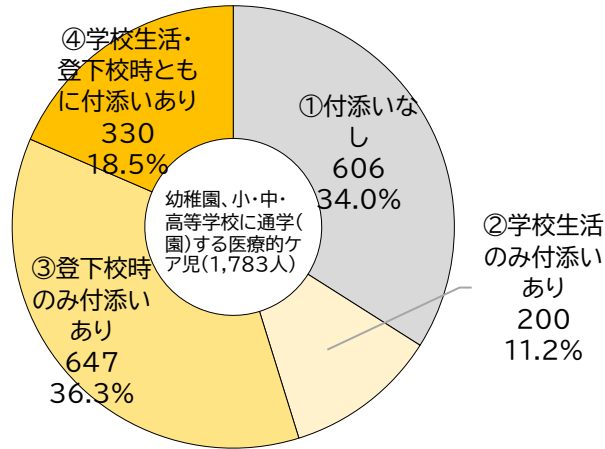




## 5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

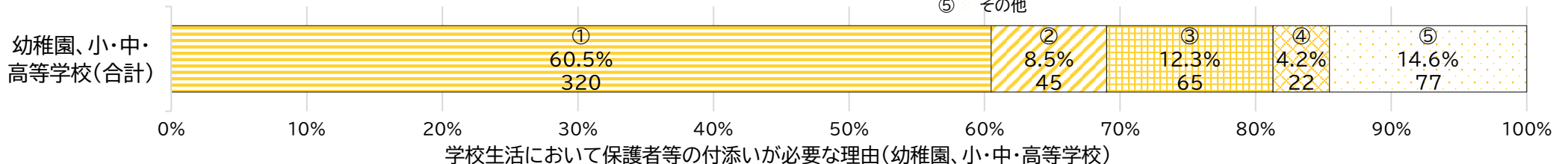
- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(1,783人)のうち、  
 保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **1,177人 (66.0%)**  
 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **606人 (34.0%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
 (幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(530人)の付添いが必要な理由として、「**看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため**」**320件(60.5%)**が最も多く、その他の理由としては、「**看護師が対応できない時間等があるため**」、「**保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため**」などがある。

- ① 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、常駐でないため
- ③ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため
- ⑤ その他



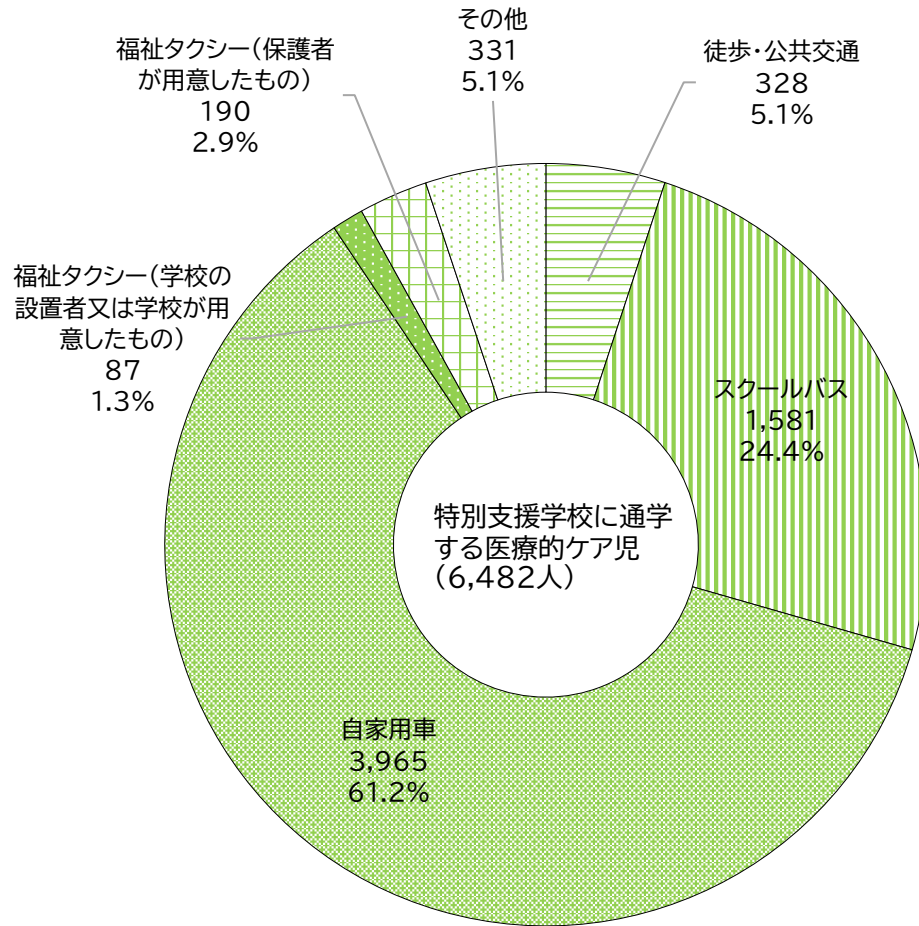
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に看護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。  
 ※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。



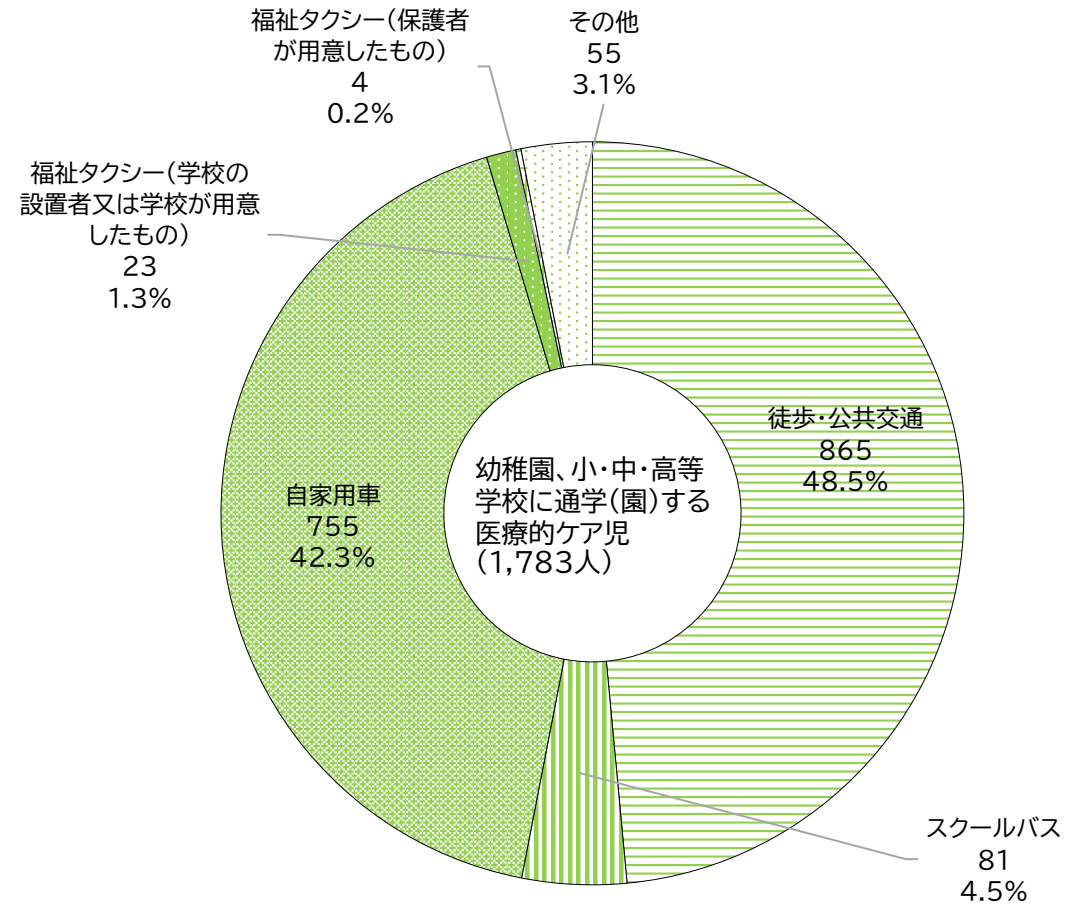
## 4. 医療的ケア児の通学方法等

- 特別支援学校への通学方法は**自家用車**(61.2%)、**スクールバス**(24.4%)の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は**徒歩・公共交通機関**(48.5%)、**自家用車**(42.3%)の順で割合が高い。

特別支援学校



幼稚園、小・中・高等学校



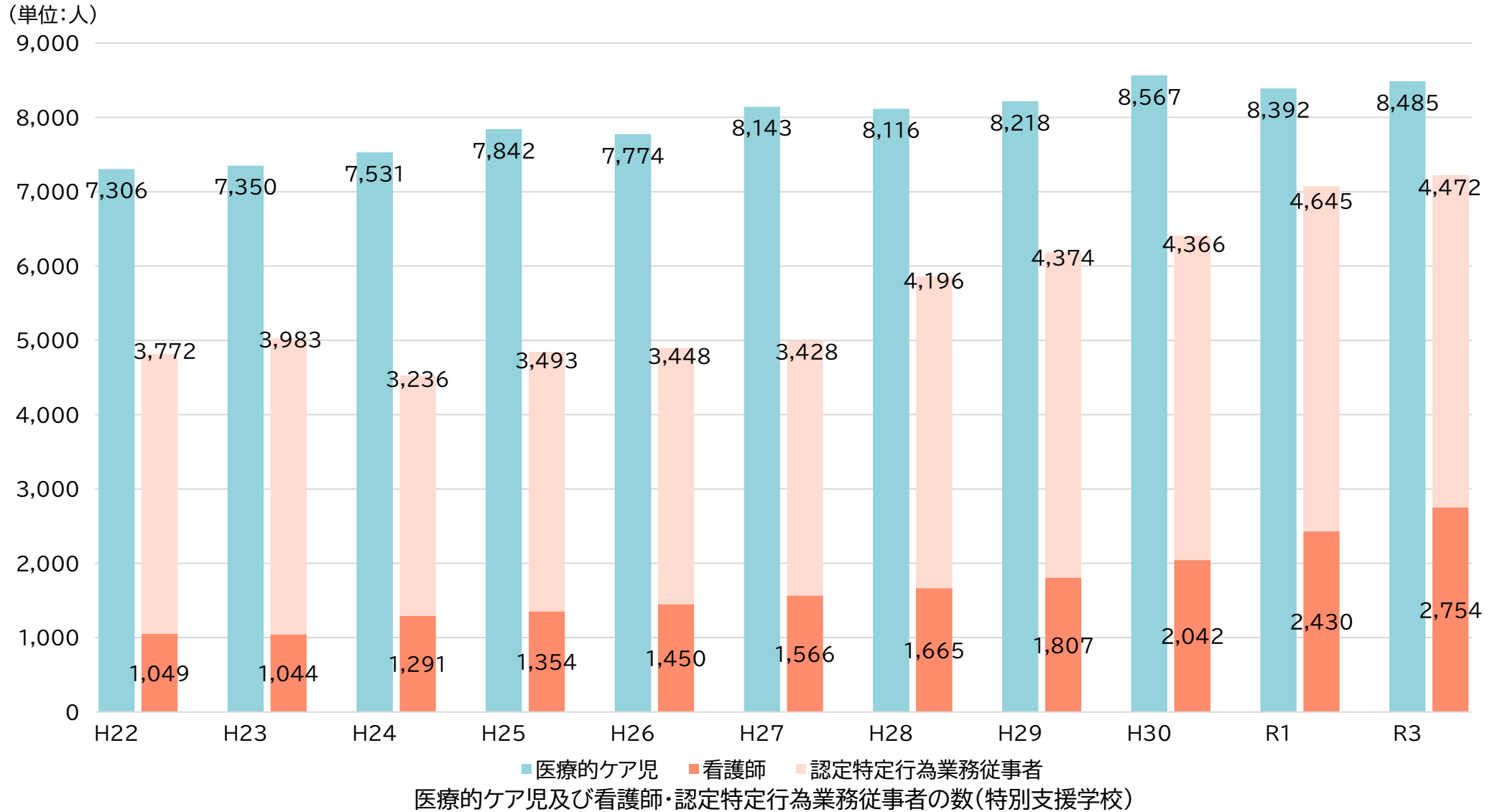
※本調査は、令和3年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。



(参考1-2)【幼稚園、小・中・高等学校】令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査（国立・公立（都道府県別）・私立（株式会社立含む）別）

Table with 29 columns and 48 rows. Columns include school types (Kindergarten, Elementary, Middle, High), student counts, staff counts (nurses, non-nurses), and transportation methods. Rows list prefectures from Hokkaido to Okinawa, followed by a total row and a private school row.

## (参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



※ 調査対象

～H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ : 国公立の特別支援学校認定特定行為業務従事者の数

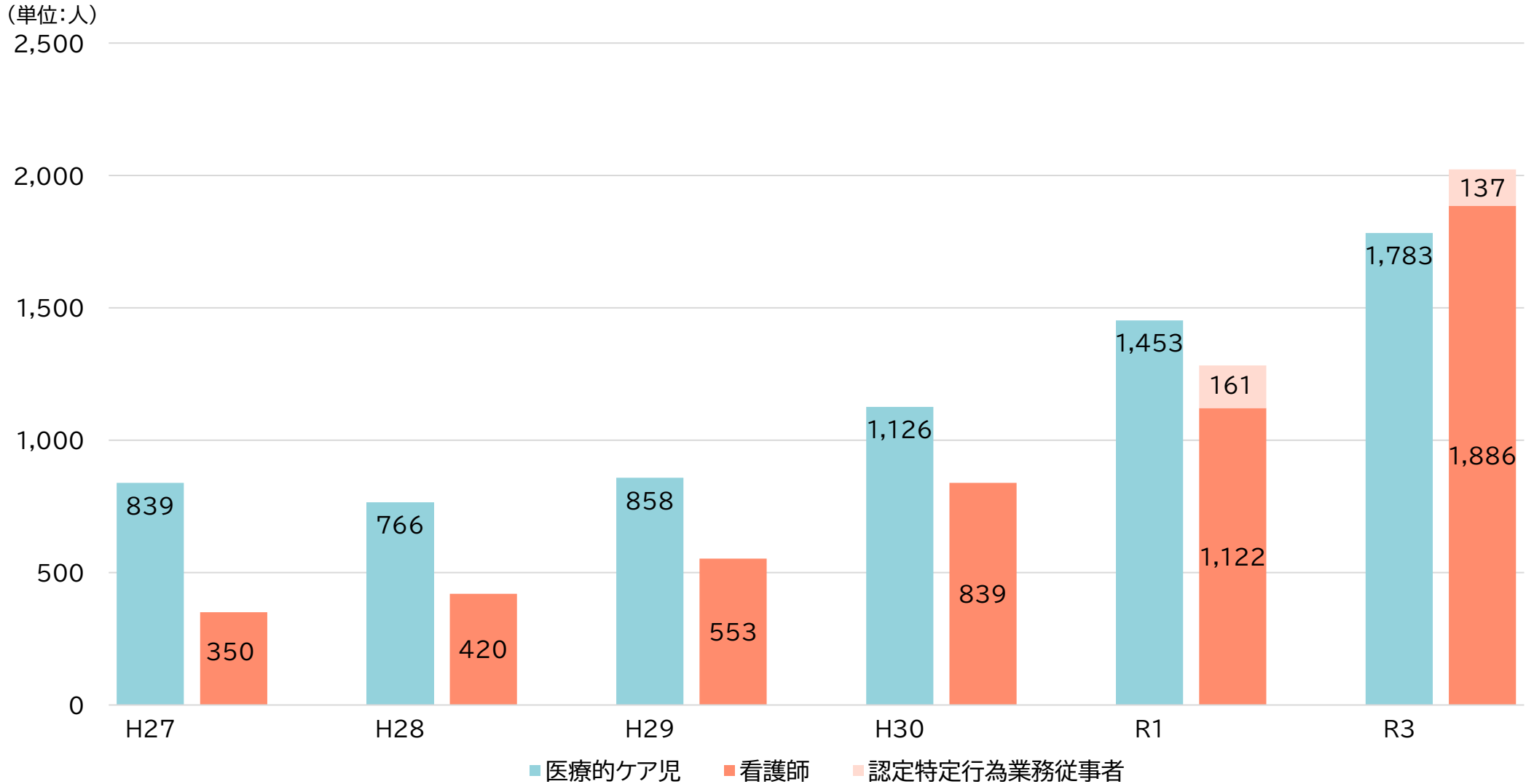
H22, 23 : 医療的ケアに関わっている教員数。

H24～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数。

(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

## (参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者の数は、R1より調査

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

# ○ 学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況

## 1. 調査概要

### (1)調査目的

教育委員会において、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備の一環として、域内の学校における医療的ケア実施体制に関するガイドライン等(以下「ガイドライン等」という。)の策定状況等を把握し、関連施策の推進を図る。

### (2)調査項目

1. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況
2. ガイドライン等の策定年月(改訂している場合は、最終改訂年月)
3. ガイドライン等に記載の内容
4. ガイドライン等を策定していない理由及び今後の予定

### (3)調査対象

教育委員会

(回答教育委員会数)

- ・都道府県:47
- ・市町村(特別区含む):1,738
- ・教育に関する一部事務組合及び広域連合:30

### (4)調査時点

令和3年5月1日現在

※「ガイドライン等」とは、教育委員会が、学校における医療的ケアに関して域内の学校に共通する重要事項等について策定するものであり、同趣旨について策定されていれば、ガイドラインという名称にこだわらない。

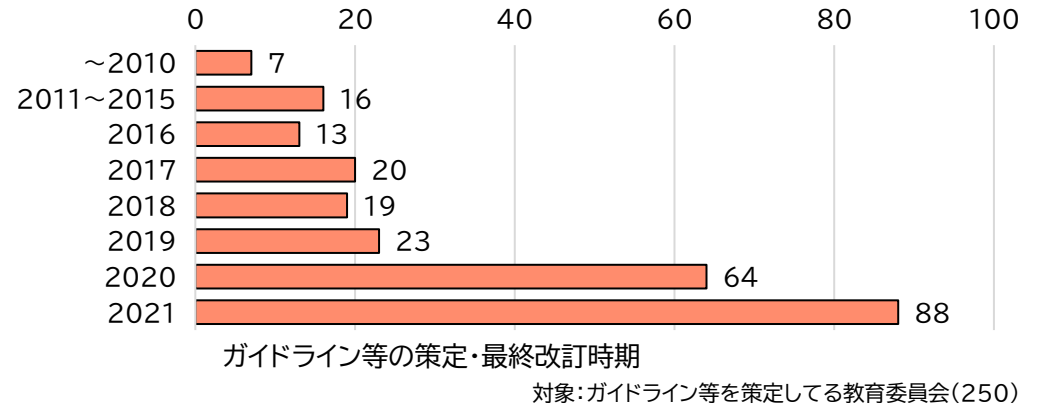
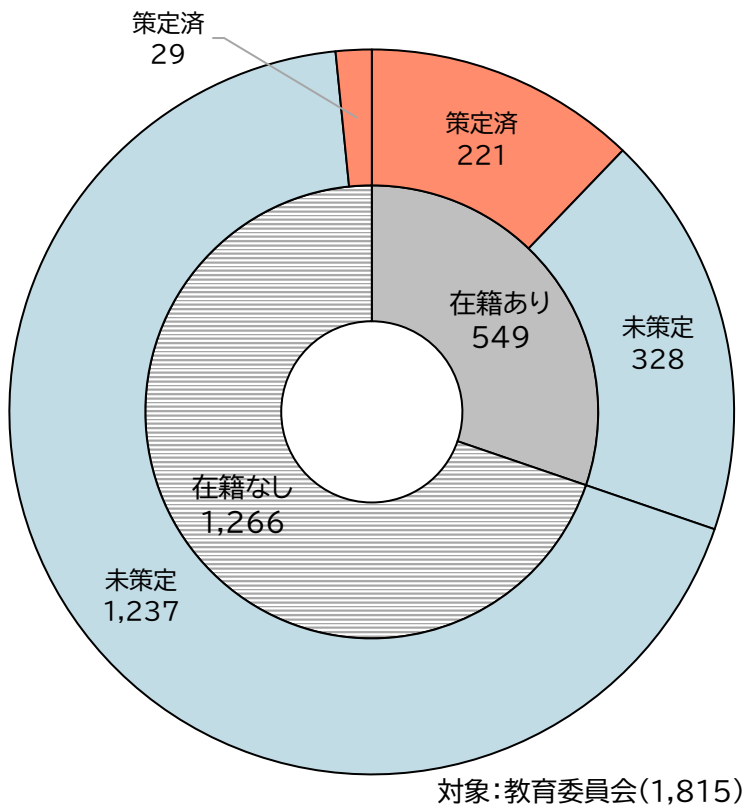
## 2. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等

- ガイドライン等を**策定している**教育委員会 **250/1,815 (13.8%)**  
 うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 **221/549 (40.3%)**
- ガイドライン等を**策定していない**教育委員会 **1,565/1,815 (86.2%)**

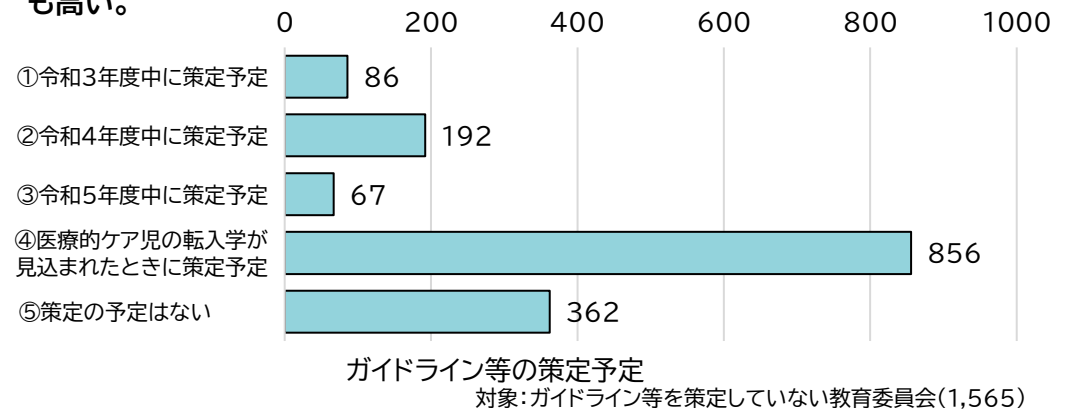
ガイドライン等を策定していない理由としては、各学校が個別にマニュアルを策定し対応している、県のマニュアルを参考にして対応している、医療的ケア児が在籍していない などがある。

- ガイドライン等の策定(最終改訂)時期は2021年、2020年の順が多い。

医療的ケア児の在籍状況とガイドライン等の策定状況

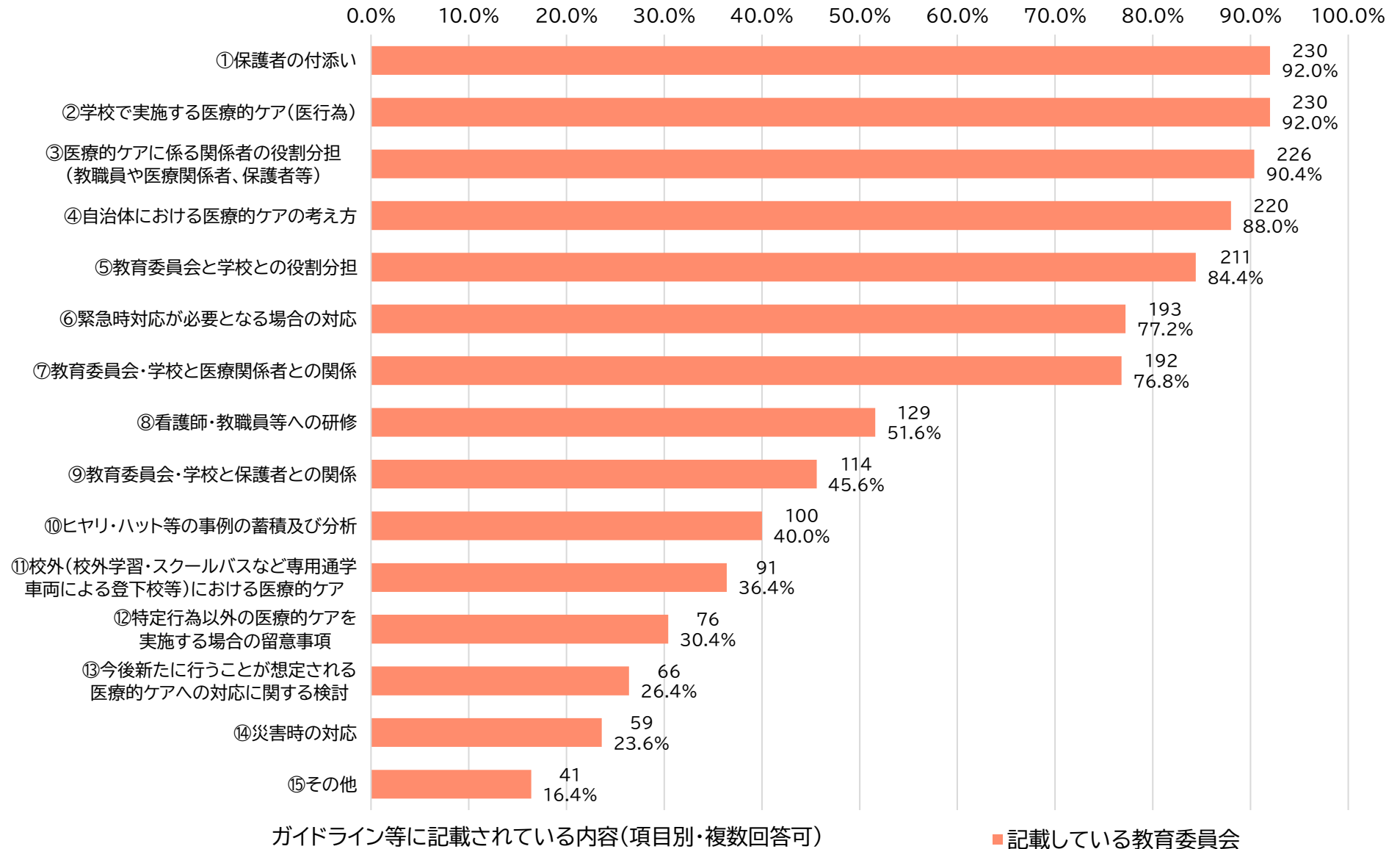


- ガイドライン等の策定の予定は、医療的ケア児の転入学が見込まれたときに策定が最も高い。



# (参考)ガイドライン等に記載されている内容について

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「保護者の付添い」(92.0%)、「学校で実施する医療的ケア(医行為)」(92.0%)、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」(90.4%)の順で割合が高い。





# 【参考】学校における医療的ケアの実施体制に関する文部科学省の取組について

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6.18公布、R3.9.18施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの実施体制の更なる充実を目指す。

## 学校において医療的ケア児を安心・安全に受け入れるための取組

### ① 教育委員会における総括的な管理体制の整備

(取組の例)

- 域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定
- 教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等などの関係者から構成される会議体を設置

### ② 学校における組織的な体制の整備に向けた支援

(取組の例)

- 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定
- 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置



### 安心・安全な医療的ケアの実施




(取組の例)



- 医療的ケア看護職員への研修
- 全ての教職員等に対する研修及び保護者等への啓発



## 文部科学省の取組

- 学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知) 全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理  文部科学省HP
- 小学校等における医療的ケア実施支援資料 ~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~ 医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料  文部科学省HP
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)
- 医療的ケア看護職員の配置に係る支援(切れ目ない支援体制整備充実事業 R4予算額2,611百万円)

- 学校における医療的ケア実施体制構築事業 H29~R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について   文部科学省HP
- 学校における医療的ケア実施体制充実事業 R3~:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について
- 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集 学校における医療的ケアの体制整備に関する取組の参考となるよう、様々な工夫のもと学校における医療的ケアに関する体制の整備に取り組んでいる事例を紹介。  文部科学省HP

- 学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用) 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料  文部科学省HP
  - 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料  文部科学省HP
- (令和4年度の取組)
- 学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアルの作成
  - 教職員支援機構と連携した教職員向け研修用動画の作成